

平成 30 年度 第 2 回 二宮町下水道運営審議会会議録

日 時 平成 31 年 2 月 18 日 (月) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 45 分
場 所 二宮町町民センター 2B クラブ室
出席者 大田博樹会長、添田米美副会長、宮林正彦委員、海野淳委員、
松尾武保委員、村田耕一郎委員、土谷美智代委員、山下真理子委員
欠席者 永井和美委員、原美耶委員
事務局 下水道課長、業務班長、業務班主任主事、業務班主事
傍聴者 1 名

1 開会

2 会長あいさつ

<配布資料の確認>

事務局：本日は委員10名のうち2名欠席です。8名出席で、審議会条例第7条第2項の規定により、会議は成立していることを報告させていただきます。それでは、議題に移ります。議事の進行につきましては、条例の規定により会長が議長となります。会長お願いいたします。

議 長：議事がスムーズに進行しますようご協力をお願いいたします。議事に入る前に皆様にお諮りいたします。審議会の公開についてですが、原則公開となっています。本日の会議内容は公開しても問題ないと思われませんが、いかがでしょうか。

委 員：～ 異議なし ～

議 長：異議なしとのことですので、本日の会議は公開とさせていただきます。傍聴者の方がおられましたら入室をお願いします。

事務局：本日は傍聴者が1名いらっしゃいます。

3. 議題

議 長：それでは議事に入ります。まず議題（1）二宮町下水道事業の経営状況等について、事務局から説明をお願いいたします。

(1)二宮町下水道事業の経営状況等について

○資料1に基づき、事務局より説明

【質疑・応答】

委 員：現在、上水道の使用水量が、そのまま下水道の排水量とされていますが、こ

これは全国統一でしょうか。

事務局：下水道使用料算定の根拠となる水量の考え方は、自治体ごとに異なります。神奈川県内のほとんどは、上水道の使用水量が下水道使用料算定の根拠となる排水量となっています。

委員：例えば、上水道で洗車や散水を行うと、それも下水道の排水量に組み込まれますね。

事務局：通常はそうなります。ただし、耕作に上水道を多く使用する方等は、小メーターを設置していただいて、その分を排水量から差し引くこともあります。原則は、敷地の中に入ってきた水道と同じ量が敷地の外へ出ていくという考えになっております。

委員：従来は上水道と下水道の算定は別になっていましたが、算定の根拠が同一になったことで、従来に比べて下水道使用料は増えたのでしょうか。そのような計算はされていますか。

事務局：現在のように上水道と下水道を一緒に納めていただくようになる以前も、下水道使用料は二宮町から請求していました。当時も、根拠となるデータは県営水道からいただいて計算していましたので、従来も今も根拠としては変わりません。

委員：根拠は変わっていないのですね。

委員：汚水にかかわる費用のうち一定のものは公費で負担するとの事務連絡が総務省から通知されたとのことですが、具体的には率で示されたのですか、項目で示されたのですか。

事務局：例えば、何年度に借り入れた金額のうち何パーセントは公費で負担するというものもあれば、雨水に関するものは原則100%公費で負担するというものもあります。

議長：勘定科目ごとに、これは公費、これは私費と分けられたのではないのですね。

事務局：その通りです。項目のうち、公費の負担分と私費の負担分があるという考え方です。

委員：資料に独立採算性という言葉が出てきますが、どこまでをもって独立採算性とお考えか、聞かせてください。

事務局：資料の中で「適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則」とあります。この「適正な経費負担」というものが、一定の公費で負担するのが相当とされる分を除いた経費ということになります。内容については、総務省から提示されたもので按分をし、残りが下水道使用料で賄うべきものとなりますので、全部の支出を使用料だけで賄うのではなく、一般会計からの繰入金で充てることを前提とし、残りを使用料で賄うためにきちんと回収してください、ということです。

委員：町民の方が聞いて、その説明ではわかりにくいと思います。

事務局：資料2の中で、使用料で賄うべき内容を詳しく説明いたします。

議長：では、その点は資料2で説明をお願いします。他に資料1でご意見、ご質問ありますか。固有名詞の意味でわかりにくいものなどありませんか。

委員：～ 意見なし ～

議長：では資料2の説明をお願いします。

○資料2に基づき、事務局より説明

【質疑・応答】

委員：流域下水道維持管理負担金の金額が年によって違うのはなぜですか。

事務局：神奈川県処理場の管理費を流域の10市町で負担しているため、県の事業規模にもよって負担金額が変わります。

委員：地方債元金償還費が平成29年度に大きく減っていますが、これは単に平成29年度の傾向を示しているのですか。それとも、平成29年度以降このような数値になっていくということを示しているのでしょうか。

事務局：それについては、後程改めてご説明いたします。

委員：先程のご説明のとおり、特別会計であるため減価償却費が計上されていません。しかし、公営企業会計に移行すると計上せねばなりません。公営企業会計への移行についてどのようにお考えでしょうか。

事務局：現在の下水道事業は、公営企業会計に準ずるものとして位置付けをされています。平成27年度に、人口3万人以上の自治体については公営企業会計に移行するよう国から通知があり、平成32年度までに移行を済ませなければならないというスケジュールも示されました。該当する自治体は移行に取り組んでいますし、実際に移行を済ませた自治体もございます。今年に入ってから、3万人未満の自治体についても、平成35年度までに移行を済ませるよう通知がありました。今後、進め方等についてご説明させていただくことになろうかと思えます。

委員：ありがとうございます。

委員：先程の流域下水道維持管理負担金ですが、各自治体の分担率は人口等を根拠に決められているのですか。

事務局：処理場に流れ込んだ排水量全体のうち、二宮町が流した排水量の割合で負担金額が決まります。

委員：では、年によって分担率は変動しますね。

事務局：その通りです。

事務局：処理場運営にかかる経費の大小と、流れ込む排水量の大小、その2つの要因によって負担金額が変動します。

委員：わかりました。

委員：公営企業会計についてですが、移行することによるメリット、デメリットについて教えてください。

事務局：特別会計では現金収支の金額が示されますので、整備をした下水道管の施設についてもその時点での工事費等が計上されます。しかし、それが町の保有する「資産」としてどの程度の価値なのか、事業の効果を表すことができませんでした。それが公営企業会計では可能になる点はメリットです。デメリットは、借入金が「負債」と表現されるため、決算の中で大きな金額のように見える点です。ただ、町が「資産」と「負債」のバランスの中で運営しているということをしっかり見ていただける点では、メリットだとも考えます。

委員：なぜ国は公営企業会計を目指すのでしょうか。

委員：水道事業会計は、公営企業会計を既に採用しております。公営企業会計を採用するということは、一般企業と同じ会計にするということですので、見る人が見れば経営状態がわかるということになります。それはつまり、事業者側も、より責任を持たねばならなくなるということです。そういった意味で、国は公営企業会計を目指すのではないのでしょうか。

委員：特別会計も、ある程度わかりやすい会計だと思います。公営企業会計に移行することによって、「見る人が見ればわかる」けれど、多くの人にはわかりづらい会計になってしまわないのでしょうか。

事務局：民間企業は企業会計であり、特別会計の方が馴染みの薄いものかもしれませんが。一般の方が見て、下水道経営の成り立ちが伝わりやすいようにする、それが国として公営企業会計を目指す理由のひとつなのではないのでしょうか。

委員：社会福祉協議会は企業会計を採用していますが、移行時は会計の内容がわかりにくくなり、二次的な資料を作成してもらいました。過渡期は難しいです。

事務局：おそらく、一定の期間は両会計の資料を作ってご説明することになると思います。

議長：企業会計は期間損益計算を目的としているので、どのくらい儲かったかの計算をしますが、公営企業は儲けを目的としていないので家計簿に近いのです。預かったお金をいかに再分配するかに力を入れているので、1年間にいくら儲けるかは重視しないのです。それを企業会計風に変えるという話が進んでいるのですけれども、一方で、市町村が預かった税金をいかに配当するかについて儲けを目的に考えてしまうと、住宅密集地から離れた場所に住んでいる方は下水道事業のサービスを受けられない等ということになってしまいます。そこは注意が必要です。いきなり企業会計になってしまうと、「二宮町の下水道事業は儲からないからやめてしまおう」となりかねません。町民の皆さんも行政に関心を持って考えていただくことが大切ではないかと思います。

委員：減価償却費のことです。これまで特別会計では計上する必要がなかったものが、平成36年度から公営企業会計になると計上が必要になるということですが、賄えるのでしょうか。下水道料金の値上げに繋がるということはないのでしょうか。

事務局：特別会計は地方債元金償還費が、減価償却費に代わるものです。企業会計に移行すると、地方債元金償還費が無くなり、代わりに減価償却費が計上されます。まったく同じ金額ということではないですが、目安としてそう考えていただくとわかりやすいと思います。また、企業会計に移行すると、どのように経営し、どのように資産の維持に努めるかを鑑みながら、必要な資産維持費を計上していくことになります。そのあたりも課題の一つと認識しております。

議長：償却期間は、地方債の償還期間で償却していくことになるのでしょうか。

事務局：減価償却費の償却期間については、それぞれの施設や管渠に応じた年数があるので、それにあてはめて算定することになります。

議長：では、何年で償還するかによって数字は変わってくるということですか。

事務局：その通りです。

委員：独立採算性について伺います。経費回収率が99.5%となっていますが、独立採算であると言い切れますか。

事務局：理論上は言うことができると思います。

委員：今後、100%に届く可能性はありますか。

事務局：現状の算出方法ですと、接続率の向上や使用料の改定により経費回収率は上がると思います。ただ一方で、平成32年度頃までは地方債の償還金が少し上がりますし、経費が増えることもあるかもしれませんので、このまま99.5%を維持するかはわかりません。下がる可能性もございます。

議長：100%を目指すあまり住民サービスが下がってしまうことがないようにせねばなりません。

事務局：流域下水道維持管理負担金等の増減にもよりますが、今後、経費回収率が何十%もの大きな幅で増減する可能性は低いと思われます。

委員：使用料収入と汚水処理費の差引は減っていますが、今後、管渠費が増えてくる可能性はあるのでしょうか。

事務局：管渠の老朽化により、修繕が増えることは考えられます。平成32年度までは地方債元金償還費が若干の増加傾向で推移する見込みですので、資本費も増える可能性があります。使用料収入から汚水処理費を差引したものがマイナス約140万円ですので、経費の大半の部分は使用料で賄うことができています。

委員：おしなべてみると、下水道事業の運営は順調と言えますね。すると、使用料の値上げは必要ないでしょうか。

事務局：前回の審議会で、使用料について今回は見送りとする、というお話をさせていただきました。その理由の説明をさせていただくためにも今回の審議会を開催させていただいております。このあと説明させていただきます。

事務局：今年度第1回審議会の資料で、速報値として経費回収率を84.9%と提示しましたが、総務省からの事務連絡でどこまでを公費で見ることが示され、それに基づいて改めて算出したものが資料2です。使用料単価は149.9円ですが、1m³あたり150円となるくらいの下水道使用料を設定するよう指針で示されています。前回の下水道使用料改定の答申の中で、概ね3年ごとを目途に使用料の見直しをするという記述がありましたが、これらを踏まえた上で、今、下水道使用料を改定すべきかと考えると、今回のタイミングでは現在の使用料を維持するのが適切であろうと町では判断しました。また、近隣自治体での使用料の状況について示しているのが資料3です。

○資料3に基づき、事務局より説明

【質疑・応答】

委員：処理場によって使用料が異なるということはあるのですか。

事務局：資料中、着色されている自治体が酒匂川流域下水道関連市町であり、同じ処理場を使用している自治体です。これらの市町は、処理場にかかわる維持管理費を分担していますが、使用料の水準はそれぞれの自治体で定めています。

委員：政令指定都市を入れない理由は何ですか。

事務局：政令指定都市は自治体規模が大きすぎるからです。

委員：参考までに、政令指定都市の使用料を教えてください。

事務局：手元に資料がなく、お伝えできません。

委員：わかりました。

議長：他に何かありますか。

委員：この資料を一般の方が見ると、こんなに使用料が高く、回収もできているのなら、使用料を下げてもいいのではないかというご意見もあるかと思います。使用料を下げるという改定があっても良いものでしょうか。

事務局：理論上、可能ではあります。ただ、現状儲かっているわけではなく、必要な経費をなんとか使用料で回収できているという状態です。今後、公営企業会計に移行することを考慮すると、長期的な維持費も必要になります。そういった部分も検討しながら使用料について考えねばなりません。

事務局：長期的な視点で経営を考えると、この時点で少しプラスが出たからと言って、すぐに使用料を下げるということは考えにくいです。今は単年度決算ですので、積立てておくことは困難ではありますが、今後、公営企業会計に移行すると積立も可能になります。

委員：公共事業においても、プラス分を積立することは会計上可能なのですか。

事務局：現状の会計でも制度的には可能です。

委員：資料2の汚水処理原価は、どのような要因で推移するのですか。

事務局：汚水処理費の増減によって汚水処理原価も上下しています。平成29年度に大きく下がった原因は、地方債元金償還費のうち公費をあてても良いとされた部分が大きくなったことで、資本費が下がったことです。それにとまって汚水処理原価も下がりました。

委員：汚水処理費が下がったことによる汚水処理原価の減でしかないということでしょうか。

事務局：平成29年度に大きく変化したこととしては、資本費です。地方債元金償還費のうち、公費で負担して良い範囲が増えたことです。これにより、汚水処理原価が150.7円になりました。1㎡あたり150円の収入を得るように使用料を設定すべきとされていますから、単価として相当であるということです。

委員：平成29年度は99.5%回収できたけれども、この回収率を必ずしも維持できるとは限らないということですね。

事務局：その通りです。大幅ではないけれども、ある程度の増減はあり得るということです。

委員：経費回収率99.5%という数字は突出しているので先行きはわかりません。あと2、3年様子を見る必要がありますね。

事務局：その通りです。推移を見る必要があります。

委員：経費回収率の予測について、どのように考えていますか。地方債利子償還費については町が負担してくれたものと考えて良いですか。例えば、自分の会計で発生した借金を親が肩代わりしてくれたから自分の借金が減った、ということでしょうか。

事務局：平成29年度の変更は、肩代わりというよりは、本来は親の負担分であったという考え方です。

委員：町として、今後もそれで構わないのでしょうか。また、使用料単価や汚水処理原価をこの数字に合わせるために、町としてこのくらい公費を投入すれば良いという計算に基づいて、この数字が出てきたのですか。

事務局：そうではありません。今回の99.5%という数字は、結果的に出た数値です。これまで、町の一般会計で負担すべきか、下水道事業特別会計で負担すべきか曖昧だった部分がありました。一般会計で負担すると下水道を使用していない方からも負担していただくことになってしまうので、下水道使用料の負担として算定してきました。そのため、経費回収率が低かったのです。それがこのたび、曖昧だった部分について総務省から一般会計負担が適当と示されました。その結果として、下水道事業特別会計の負担は減りました。地方債元金償還費も地方債利子償還費も大枠は変わっておらず、どこが負担するかが異なるということです。

委員：では、下水道事業特別会計としては良くなったけれど、町全体のどこかにしわ寄せがきているということでしょうか。

事務局：これまで経費回収率が7割程度だった時も、一般会計からの繰入金そのものが増減するというのではなく、同じ額の中で、繰入金が妥当なのか、使用料を充てるところを繰入金でまかなっているのか、という仕分けはしていたのですが、その分け方の一部について、総務省から示されたもので、一般会計からの繰入金額が増減したということではありません。今まで不足分を補てんしてもらっていた部分が、適正に受け取って良い金額でした、というように示されたということです。ただ、今後の財源については、一般会計と相談しながら考えていかねばなりません。これは課題の一つであると考えております。

委員：下水道会計が安定した形で運営できるようになったと理解してよろしいでしょうか。

事務局：現状、そのように理解しております。町全体として考えた時にどうしていくべきかについては、今後考えていかねばなりません。

委員：平成30年度の決算は、3月31日にすべて決定しますか。

事務局：出納閉鎖期間があるので、5月末になります。例年6月に、国に対して決算状況報告を行いますので、その結果を速報値としてお伝えできる見込みです。

事務局：速報値として出るのが、早くも6月か7月頃の予定ですが、それは速報値であって、決算の確定した数字は9月の議会を経てからでないとお示しできません。

委員：現状は、中期経営計画に概ね沿っていると捉えて良いのでしょうか。

事務局：中期経営計画策定時の基準で考えても、やや良好な数値で推移していると考えております。

委員：もうしばらく推移を見ていかないといけません。

委員：平成28年度から平成29年度にかけて年間有収水量が増え、それに伴って使用料収入も増えています。これは通常の人口増加によるもののでしょうか。

事務局：下水道整備範囲の増加が、大きな要因です。

事務局：新たに下水道を使用できる区域が拡大し、その中で接続していただける方がいること、また、これまでに整備が済んでいた区域で新たに接続していただいた方がいることによります。

委員：すると、今後も順当に増えていく見込みですか。

事務局：今現在は整備途上、接続途上ですので、このまま微増傾向を示すと思われま
す。ただし、長期的には、節水や人口減少の影響が及び、傾向が変わる可能性が考えられます。

委員：管渠費についてです。管の寿命は何年程なのでしょう。

事務局：一般的には50年と言われていました。

委員：利益を出すのは難しいことだと思いますが、今後利益が出た場合、積立をす
るとしたら設備に使うなら「設備分」等と決めて積立をするのですか、それ
とも特に名目を決めず余剰金として積立をするのですか。

事務局：基本的には、保有する下水道施設の修繕が目的という形で積立することにな
ろうと思います。会計上の資産維持費になります。

議長：公営企業会計に移行した場合は、積立に引当金は計上できるのですか。

委員：原則的には可能です。もちろん一期ごとに最善を尽くすのですが、例えば前
期が赤字で今期が黒字になれば、今期の黒字で前期の赤字を補てんする形を
とります。それでも余剰が出た場合には償還に補填したり、今後の設備投資
に積立したりすることができます。

議長：公営企業会計に移行することで、これまで単年度で見てきたものが、長期的
な視点で見ることができるようになります。経費回収率99.5%という数字に
ついては、これに捉われすぎるとは危険です。維持管理費は増加していま
すし、汚水処理原価についても、先程ご指摘があったように下がって良かっ
たかというところではありません。資本費は、償還額の変化等ですぐに増減
し、簡単に変ってしまうからです。今回は偶然、99.5%という数字になり
ましたが、この数字だけが一人歩きすると「使用料を値下げできるのでは」
と思われがちです。そうではなく、どこからこの利益が上がったのかを分析
し、広く理解してもらうことが必要です。使用料は、一度値下げすれば簡単
には上げられませんし、何よりも、それほど大きく儲かったとは言えません。
これから施設の更新にかかる費用を考えれば、逆に赤字になる可能性すらあ
ります。

委員：資料3を見ると、中井町との使用料の違いに驚きます。中井町の汚水は二宮
町の管を通らないのですか。

事務局：中井町の汚水は二宮町が作った管は通らないです。小田原市と中井町の境あ
たりには神奈川県が管がありまして、その管を通っています。

委員：それは、中井町の使用料が低いことと関係あるのでしょうか。

議長：中井町は、単純計算では経費回収率が50%程度ということになりますかね。

事務局：自治体ごとに様々な理由がありますので一概には言えませんが、低い経費回
収率を埋めるだけの財源を別に持っているという可能性もあります。また、
汚水処理費のうち建設にかかった費用の差もあるかもしれません。

議長：数字だけに注目してしまうのは危険です。例えば、ブラック企業で一時的に
大きな利益が上がる時、実は労働者が働かされすぎている場合があります。
もしかしたら、使用料の安い自治体は、住民サービスへの満足度が低いかも
しれません。難しいことですが、総合的に判断していかなければなりません。

委員：他の自治体で画期的な方法があるなど、行政間の話し合いの中で良い施策が

あるならば、教えていただきたいです。

議長：人口増加でしょうか。

事務局：人口増加と、接続率の向上が重要です。行政間で話し合うこともありますが、手法は二宮町とあまり変わりません。地域性もあるので一概には言えませんが、これとって画期的な施策はないのが実情です。

委員：全国的に見て、うまくいっている自治体はどのような施策をとっているのでしょうか。

事務局：他自治体の施策について情報は集めていますが、費用のかかるものが多いです。例えば、接続勧奨用の人員を雇って委託したり、接続するとプラスがあるような制度を設けたりするものです。

議長：接続率100%という自治体はあるのですか。

事務局：知る限りでは、無いです。

委員：水道でも100%にはならないです。ご自分で地下水を使用する方もいらっしゃいますし、100%にはなりません。

委員：地下水を使用する方の下水道使用料はどのように計算されるのですか。

事務局：自治体によって違いはありますが、1人あたり何m³地下水を使うという基準があり、それを水道使用量に加算して下水道への排水量とみなすことが多いです。

委員：上水道の使用量と、下水道への排水量の差は、どの程度あるのですか。

事務局：一般的には排水量の方が多いです。

事務局：水道水の他に、水を購入する方もいらっしゃいます。そういったものと、散水等に使う水量との差については、なかなか測りきれものではありませんので、客観的な見方として「入ってきた水量が出ていく水量である」と考えるのが全国的にも基本になっています。

委員：漏水等があれば事情は違うのですが、一般的な洗車や散水、飲食を考えると、上水道の使用量よりも下水道への排水量が多いとは考えにくいです。有収水量の計測は処理場で行っているのですか。

議長：排水量は、生活スタイルによっても変わります。

委員：雨水がまったく入らないとは限らないですよ。

事務局：それが不明水とされるものです。排水量については、二宮町では川勾の流量計で計測しています。

委員：不明水の対策は各自自治体にお願いしています。分流式ですから、雨水は流入しないはずですよ。

事務局：不明水の内容は特定しきれませんが、雨水が浸みて流入したり、地下水が何らかの原因で流入したりしていると考えられます。二宮町の不透明水は、排水量全体の5%前後で推移しております。

委員：他の自治体では、不明水はもっと多いのですか。

事務局：二宮町より多い自治体もあります。

委員：上下水道使用料には、消費税が課税されているのでしょうか。

事務局：課税されています。

委員：では、消費税が10%に上がれば、上下水道使用料も上がるということでしょうか。

事務局：その通りです。今年10月に消費税が改定される予定ですので、ここで使用料を値上げすると、使用者の方の負担がさらに増えてしまいます。この点も、今回使用料改定を見送る理由の一つです。

委員：消費税が上がる際に、上下水道使用料は自動的に値上がりするのですか。

事務局：その通りです。消費税法に基づく課税対象ですので、自動的に増税分が増えます。消費税は、一時的に下水道事業の収入になりますが、最終的には一事業業者として納税します。

委員：汚水処理にかかる費用にも消費税が課税されるなら、流域下水道維持管理負担金も上がるのでしょうか。

事務局：その可能性はあります。処理場を運営するための工事費や委託料には消費税が課税されますので、その分が負担金として請求されれば、間接的に消費税分を多く負担することはあるかと思えます。

議長：他に何かございますか。

委員：（意見なし）

（２）その他

議長：その他、何かございますか。

委員：平成31年度予算について、差し支えない範囲で構いませんので、どのような事業を行うか教えていただけますか。

事務局：業務部門では、今年度と比べて大きな変化はございません。工務部門については、現在、百合が丘地区、釜野地区を工事しており、平成31年度も引き続き百合が丘地区、釜野地区を工事してまいります。その他に中里地区の一部にも着手する予定であります。また、現状の施設の維持管理方法を決定するための計画策定費用を予算計上させていただいております。

委員：下水道接続後、正しく下水道管に排水していない事業所等がありますか。また、事業所の水質管理はどのようにされているのでしょうか。

事務局：例えば、工業団地について言えば、区画整理の中で管を整備しまして、その後まとめて下水道に接続していただいた経過があります。その際、工業団地および緑が丘の各一般家庭について、1軒ずつ排水設備の確認をした上で下水道に接続をしていただきましたので、その後に違法な改造をしていなければ、すべての事業所と一般家庭が下水道に正しく接続されているはずですが、また、水質管理につきましては、大きな排水事業者2社の水質検査を定期的にさせていただいております。

委員：百合が丘の県公社住宅が近々建替えを行うようですが、建替え後は下水道に接続するのでしょうか。

事務局：県公社住宅は現在、改修工事を行っています。多くの棟がありますが、順次改修が行われ、それと同時に下水道に接続していただく計画になっています。

議長：その他に何かありませんか。

委員：（意見なし）

議長：無いようです。では、本日の議題はすべて終わりました。事務局から何かありますでしょうか。

事務局：事務局からですが、第1回審議会の会議録を委員の皆様にご送らせていただきました。内容に修正等がある場合は、今月中に事務局にご連絡をお願いいたします。

事務局：お手元に下水道作品コンクールの入賞作品集をお配りしました。広報にのみや3月号にも受賞者が掲載されますので、合わせてご確認ください。以上です。

議長：それでは、本日予定の議事をすべて終了しましたので、進行を事務局に戻します。

4 閉会

事務局：長時間に渡り、ご意見をいただきありがとうございました。おそらく、今回が平成30年度最後の審議会になるかと思えます。2回の開催の中で多くのご意見をいただきました。それを踏まえて、来年度以降の下水道運営、審議会の開催に結びつけていきたいと考えております。また、審議会の資料について分かりにくいというご指摘もいただきましたので、今後は十分に注意して資料を作成していきたいと思えます。今後ともご協力をお願いいたします。それでは、本日の運営審議会を閉じさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。